

第4章 認定の有効期間の更新申請

1 概要

認定の有効期間の更新を受けようとする認定法人は、有効期間の満了の日の6か月前から3か月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、必要な書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁である東京都に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法第51条第2項、第3項、第5項）。

(1) 申請書類（→86頁）

	申請書類	部数	ページ
①	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書（第17号様式）	1	91
②	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（書式第3号の①から第15号）	1	53～75
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76

(注意事項)

- 1 更新に係る認定の各基準については36頁～をご確認ください。
- 2 認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法第54条第2項）。
- 3 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第44条第3項）。
- 4 上記②、③に係る各書類のうち、既に所轄庁である東京都に提出している当該書類の内容に変更がないものは、その記載を省略することができます。また、一部の書類については添付を省略することもできます（法第51条第5項）。
- 5 **申請書の添付書類には、滞納処分に係る納税証明書等の文書を別途、添付する必要があります。詳しくは、巻末の「様式・書式編」をご確認ください。**
- 6 有効期間の更新申請については、認定の申請時に使用したパブリック・サポート・テスト（PST）基準と異なる基準を使用して申請することが可能です。
- 7 申請書等の提出書類は、官公署が発行する文書を除いて、A4判で作成してください。

(2) 更新後の有効期間

認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法第51条第1項）。

認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法第51条第4項）。

2 必要書類

申請書類		部数	記載頁	
1	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書（第17号様式）	1	91	
2	認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ（イー1又はイー2）、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択し、提出することとなります。			
	イー1 相対値基準・原則			
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）（書式第3号の①）	1	53
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）（書式第3号の③）	1	54
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）（書式第3号の⑤）	1	56
	イー2 相対値基準・小規模法人			
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の②）	1	57
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の④）	1	58
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）（書式第3号の⑤）	1	56
	ロ 絶対値基準			
		認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）（書式第4号）	1	60
	ハ 条例個別指定基準			
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）（書式第5号）	1	61	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。			
		認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）	1	62
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）（書式第6号の②）		63	
三 号 基 準		認定基準等チェック表（第3表（初葉）（次葉））（書式第7号）	1	64, 65
		役員等の状況（第3表付表1）（書式第8号）	1	66
		帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）又は 監査証明書	1	67
四 号 基 準		認定基準等チェック表（第4表（初葉）（次葉））（書式第10号）	1	68, 69
		役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）	1	70
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2（初葉）（次葉））（書式第12号）	1	71, 72
基 五 号		認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）	1	73
基 七 号		認定基準等チェック表（第7表）（書式第14号）	1	74
	欠格事由チェック表（書式第15号）	1	75	
	納税証明書（過去3年分）（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書） ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付	各1		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76	

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法第51条第5項）。
- 2 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、その記載を省略することができます。また、一部の書類については添付を省略することもできます（法第51条第5項ただし書）。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）（第8表）」欄の記載は必要ありません。
- 4 認定の申請時と異なるパブリック・サポート・テスト（PST）基準を使用して有効期間の更新申請をすることが可能です。

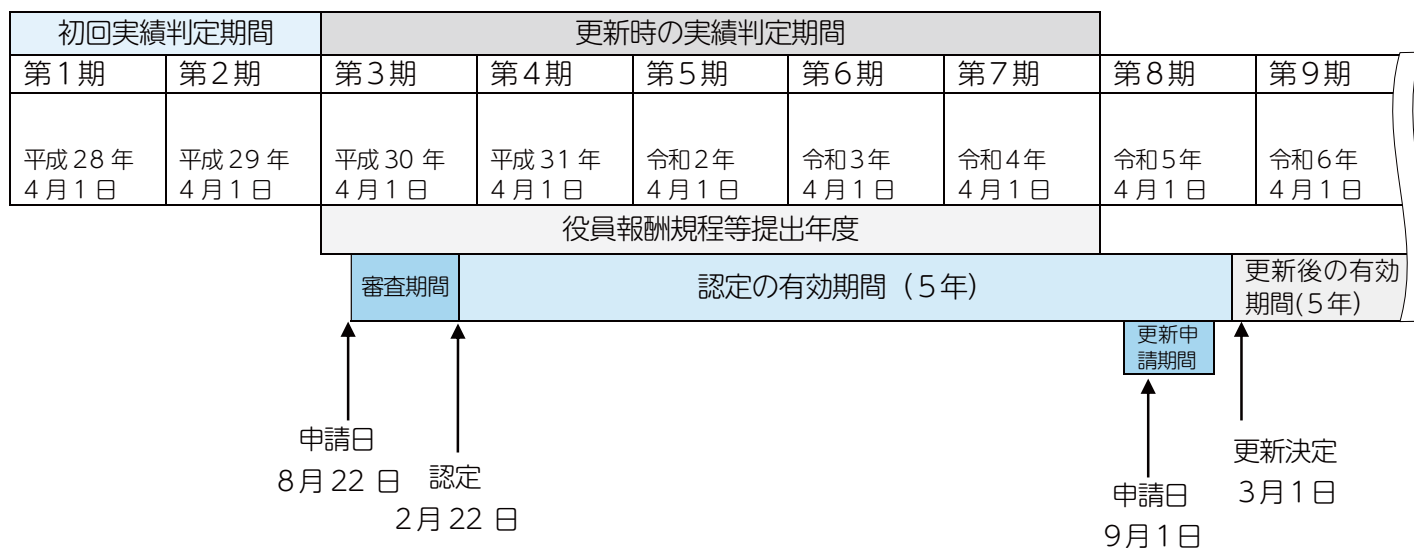
3 実績判定期間・申請期間

認定の更新時の実績判定期間は初回認定日と事業年度との関係により、以下の（具体例Ⅰ）～（具体例Ⅲ）のいずれかとなります。

実績判定期間によっては、役員報酬規程等提出書類での報告対象となっていない年度が含まれる場合があるため、申請時の記載には十分ご注意ください。

（具体例Ⅰ）実績判定期間全ての年度が役員報酬規程等提出書の提出対象年度となる場合

- ▶ 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- ▶ 初回の認定申請書の提出日 : 平成30年8月22日
- ▶ 認定の有効期間 : 平成31年2月22日～令和6年2月21日
- ▶ 更新申請期間 : 令和5年8月21日～令和5年11月21日
- ▶ 更新の申請書の提出日 : 令和5年9月1日
- ▶ 更新時の実績判定期間 : 平成30年4月1日（第3期）～令和5年3月31日（第7期）
- ▶ 有効期間の更新がされた日 : 令和6年3月1日
- ▶ 更新後の認定の有効期間 : 令和6年2月22日～令和11年2月21日



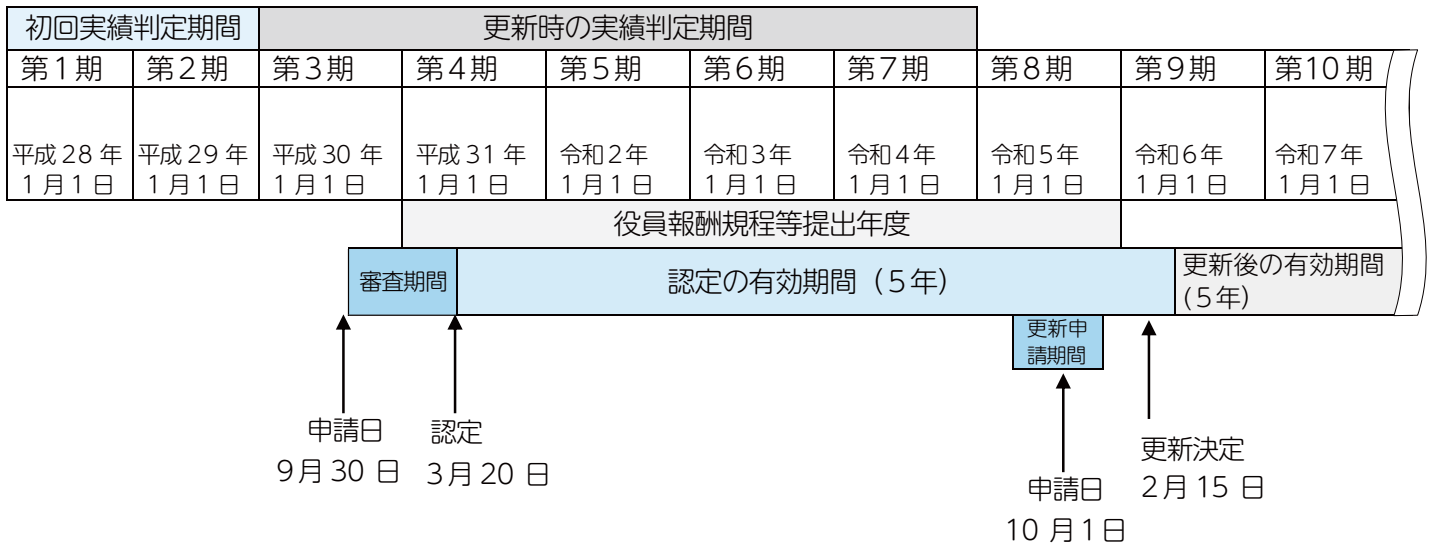
- 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法第51条第1項）。
- 認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法第51条第4項）。

（具体例Ⅰ）の場合、令和6年3月1日に更新の決定がなされた場合の認定の有効期間は令和6年2月22日から5年間となります。

また、初回認定の有効期間は令和6年2月21日までですが、更新の申請がなされた場合は、令和6年2月22日以降の申請に対する処分がなされるまでの間、認定の効力は続くこととなります。

(具体例Ⅱ) 実績判定期間1事業年度目が役員報酬規程等提出書の提出対象外年度となる場合

- ▶ 事業年度 : 1月1日～12月31日
- ▶ 初回の認定申請書の提出日 : 平成30年9月30日
- ▶ 認定の有効期間 : 平成31年3月20日～令和6年3月19日
- ▶ 更新申請期間 : 令和5年9月19日～令和5年12月19日
- ▶ 更新の申請書の提出日 : 令和5年10月1日
- ▶ 更新時の実績判定期間 : 平成30年1月1日(第3期)～令和4年12月31日(第7期)
- ▶ 有効期間の更新がされた日 : 令和6年2月15日
- ▶ 更新後の認定の有効期間 : 令和6年3月20日～令和11年3月19日



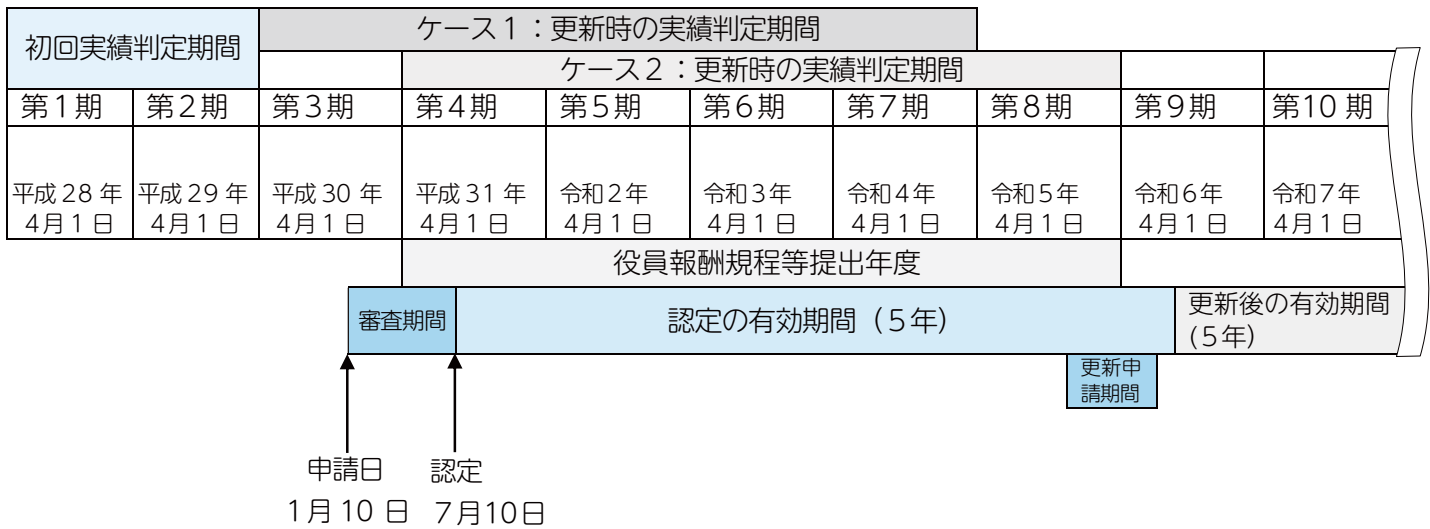
既に役員報酬規程等提出書にて報告した内容については記載の省略が可能ですが、(具体例Ⅱ)の場合、実績判定期間の1事業年度目は役員報酬規程等提出書の提出対象外年度になっておりますため、申請書類の記載時にはご注意ください。

(具体例Ⅲ) 申請書の提出日によって実績判定期間が異なる場合

- ▶ 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- ▶ 初回の認定申請書の提出日 : 平成31年1月10日
- ▶ 認定の有効期間 : 令和元年7月10日～令和6年7月9日
- ▶ 更新申請期間 : 令和6年1月9日～令和6年4月9日

●ケース1 更新申請期間中の令和6年1月9日～令和6年3月31日の間に申請書を提出する場合
 令和5年度（第8期）中に申請書を提出するため、直前に終了した事業年度は令和4年度（第7期）となります。その場合の実績判定期間は平成30年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

●ケース2 更新申請期間中の令和6年4月1日～令和6年4月9日の間に申請書を提出する場合
 申請書の提出が令和6年度（第9期）となるため、直前に終了した事業年度は令和5年度（第8期）となります。その場合の実績判定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までとなります。令和5年度（第8期）終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要がありますので、十分にご注意ください。



4 認定の有効期間の更新を受けるための基準

認定の有効期間の更新を受けるためには、「第2章 認定申請 4 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための基準・記載例」に掲げる認定基準（→36頁～）に適合している必要があります（ただし、（3）ロ、（6）、（8）に掲げる基準は除きます。）。

5 審査等において確認する書類

審査等において「第2章 認定申請 5 審査等において確認する書類」に記載の書類（→77頁）をはじめとした書類を確認する場合があります。

6 更新後の手続（法第49条第4項、第51条第5項）

認定の有効期間の更新の通知を受けた認定法人で東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置する認定法人は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（→132頁）。

	所轄庁以外の関係知事に提出する書類	部数	様式頁
①	法規第28条に規定する様式第2号	1	229
②	所轄庁（東京都）に提出した認定の更新を受けるための申請書に添付した書類の写し	1	
③	認定の更新に関する書類の写し	1	

◀ その他の参考事項 ▶（法第49条第1項）

東京都は、特定非営利活動法人からの認定の有効期間の更新申請について、認定の有効期間の更新の決定をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知します。また、更新拒否処分を決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知します。

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

令和5年6月15日 東京都知事 殿	主たる事務所の所在地	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話(03)5388-3095 FAX(03)5388-1331		
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン カセンカラカンキョウヲカンガエル〇〇カイ		
	認定特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会		
	(フリガナ)	シンジュク イチロウ		
	代表者の氏名	新宿 一郎 (印)		
	認定の有効期間	自平成30年11月1日 至令和5年10月31日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input checked="" type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	令和5年4月30日		
	認定の有効期間の満了日の3月前の日	令和5年7月31日		
事業年度	4月1日～3月31日			

特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

- ・△△川、□□川を中心とした河川のゴミ拾い
- ・河川の環境保護を啓発するためのイベント開催

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		